

防犯灯新設等工事費助成の申請について

徳島市では、防犯灯の新設等の工事をしようとする本市の「町内会」又はこれに「準ずる団体」に対して、予算の範囲内でその工事費の一部を助成しています。

【助成対象工事・助成金額等】

1団体単年度につき最大5灯まで申請可能。ただし、太枠内の網掛け部分は最大2灯まで。

工事の種類	助成対象工事の内容	四国電力(株)等への 申請手続き	助成金額(1灯あたり上限)	
			設置場所	
			電柱	専用の小柱
			小柱工事無し	小柱工事有り
新設	新たに 「LED防犯灯」を設置	新たに公衆街路灯 契約を結ぶ	20,000円	30,000円
機種変更	既存の「白熱灯」 「蛍光灯」「水銀灯」 ↓ 「LED化」 「LED」の灯具に変更	現在の契約の変更 手続きを行う	※ただし、 工事費を上限とする (千円未満切捨)	※ただし、 工事費を上限とする (千円未満切捨)
灯具取替	既存の「LED防犯灯」 ↓ 「取替」 新たな「LED」の灯具に取替	現在の設備の変更 手続きを行う	15,000円 ※ただし、 工事費を上限とする (千円未満切捨)	

※既存のLED防犯灯の修理や移設工事は助成対象外。

【申請期間】 **各年度の5月1日から1月31日(年末年始・土日祝日除く)まで** ※予算枠に達した時点で終了
助成金を受けるためには、工事前の申請が必要です。(郵送不可)

【助成要件】

- 1 設置場所 ・公道または不特定多数の人が通行する道を照明するLED防犯灯であること。
・駐車場、敷地内通路を主に照明するものは助成対象外。
 - 2 規格 「電力会社申請入力容量10VA(契約電力10W)以下」のLED灯具を標準とし、自動点滅器付きであること。
 - 3 工事 ・申請年度の2月未までに工事完了が見込まれること。
 - ◆「新設」・既存の電柱または新たに敷設する防犯灯用小柱に設置するもの。
 - ◆「機種変更」・現在四国電力(株)等と公衆街路灯契約をしている既存の「蛍光灯」等から「LED」の灯具へ変更するもの。
 - ◆「灯具取替」・経年劣化や故障等により既存のLED灯具一式を取り替えるもの。
- ※LEDの寿命を考慮した計画的な取替工事も助成対象。
◆いずれの工事も、電気工事業者等が施工する場合のみ助成対象。

【問い合わせ先】徳島市役所1階 市民生活相談課 ☎088-621-5145

(裏面あり)

① 工事の見積依頼 電気工事業者等へ工事の見積を依頼(市指定の見積書が必要です)

見積書の様式は、工事の種類ごとに異なり1灯(施工場所)ごとに見積書が必要です。

①新設【様式第3-1号】 ②機種変更【様式第3-2号】 ③灯具取替【様式第3-3号】

② 事前申請 申請書一式を各年度の5月1日から1月31日(年未年始・土日祝日除く)までに提出

<提出書類> 防犯灯新設等工事費助成金交付申請書【様式第1号】

防犯灯新設等工事内訳書【様式第2号】

<添付書類>

R8 から追加

	新設	機種変更	灯具取替
付近見取図(地図)	○	○	○
市指定様式「見積書」(原本)	【様式第3-1号】	【様式第3-2号】	【様式第3-3号】
施工前の防犯灯の全景写真 ※①	1灯につき1枚	1灯につき1枚	1灯につき1枚
施工予定の電柱番号のプレート写真	1灯につき1枚	1灯につき1枚	1灯につき1枚
施工前の防犯灯の拡大写真		1灯につき1枚	1灯につき1枚
四国電力(株)との公衆街路灯契約を結んでいることの確認書類		工事しようとする防犯灯が現在、市から電灯料金の助成金を受けているときは省略可	
NTT 発行「添架承諾書」の写し	NTT 柱に新設する場合のみ		

R8 から追加

③ 審査・助成決定 市民生活相談課から、申請者宛に助成決定通知書【様式第4号】を送付します。(1~2週間後)

・助成決定通知書【様式第4号】受領後、工事内容に変更が生じた場合は、変更申請書【様式第5号】を提出

④ 工事着工 電気工事業者等へ工事着工を依頼 ~申請年度の2月末までに工事完了

⑤ 工事完了・支払い 電気工事業者等へ工事費全額を支払い、領収書を受取

⑥ 工事完了届の提出 申請年度の3月10日まで(期限厳守)

<提出書類> 防犯灯新設等工事完了届【様式第7号】

<添付書類>

	新設	機種変更	灯具取替
電気工事業者等発行「領収書」の写し	○	○	○
施工後の防犯灯の全景写真(サイズL版) ※①	1灯につき2枚	1灯につき2枚	1灯につき2枚
施工後の防犯灯の拡大写真(サイズL版)		1灯につき2枚	1灯につき2枚
市指定様式「請求書(支出証明)」 ※②	○	○	○
四国電力(株)発行「ご契約の御礼(ご契約内容のお知らせ)」の写し ※③	○	○	契約W数を変更した場合
振込先の通帳の写し(団体口座名義が確認できるもの)	○	○	○
委任状(申請者と口座名義人が異なるとき)	○	○	○

⑦ 申請団体名義の口座へ振込

※① 全景写真は、昼間に地上から防犯灯(新設工事前の場合は設置予定箇所)までの全景と主に照らす道を入れたもの。

※② 町内会等から市役所へ1回の申請につき1枚提出。申請者の印鑑持参の上、窓口で記入。

※③ 電気工事業者等が四国電力(株)等へ契約手続きを行った3~4週間後に契約者へ送付される。

写真

写真